



八重瀬町地域防災計画

八重瀬町では、近年発生した災害の教訓を踏まえ、令和5年度に八重瀬町地域防災計画の見直しを行いました。

この計画は、災害対策基本法の規定に基づいて、八重瀬町防災会議が策定する計画であり、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる八重瀬町をつくることを目的としています。

本書は、八重瀬町地域防災計画の中で、町民の皆さまに知っていただきたい内容を、わかりやすくまとめたものです。多くの皆さまに、本町における災害対策に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力向上に役立てていただくために作成していますのでご活用下さい。

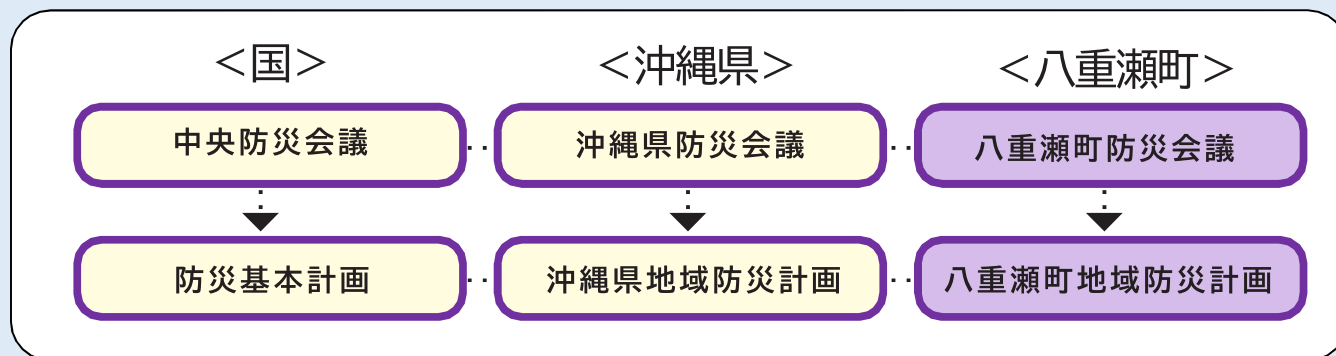


地域防災計画とは

- 地域防災計画とは、地震や洪水などの自然災害や大規模な事故災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めた計画です。
- 地域防災計画には、町域で起こりうる災害に対して、町をはじめとする防災関係機関、事業所がそれぞれ果たすべき責務と役割や、町民の皆さまの災害への備えなどが記載されており、町の災害対策の基本となる計画です。

1 計画の体系

「八重瀬町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条第1項により、国の防災基本計画に基づき、沖縄県地域防災計画との整合を図りながら「八重瀬町防災会議」が作成する計画です。



2 八重瀬町地域防災計画の構成

「八重瀬町地域防災計画」は、次のような構成となっております。

本編	第1部 総則	計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
	第2部 災害予防計画	地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画
	第3部 災害応急対策計画	地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画
	第4部 災害復旧・復興計画	地震・津波対策、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画
	第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進計画（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく）
参考資料		各部に関係する資料・様式

3 計画で対象とする災害

八重瀬町地域防災計画では、町で発生する可能性がある災害を対象としています。

地震・津波



「沖縄県地震被害想定調査」(平成 25 年度)によれば、沖縄本島南部断層系地震による最大震度が7の地震が発生することが予測され、人命被害や建物被害、ライフライン被害等が広い範囲で発生するおそれがあります。

風水害



強風や大雨による災害および洪水、高潮、波浪による災害が複合して起こる災害を風水害といいます。暴風や大雨はある程度まで到来時期や規模を予測することができますが、集中豪雨のように予測の難しいものもあり、水害では、堤防の決壊や崩落による浸水、排水機能の低下による溢水などがあります。

土砂災害



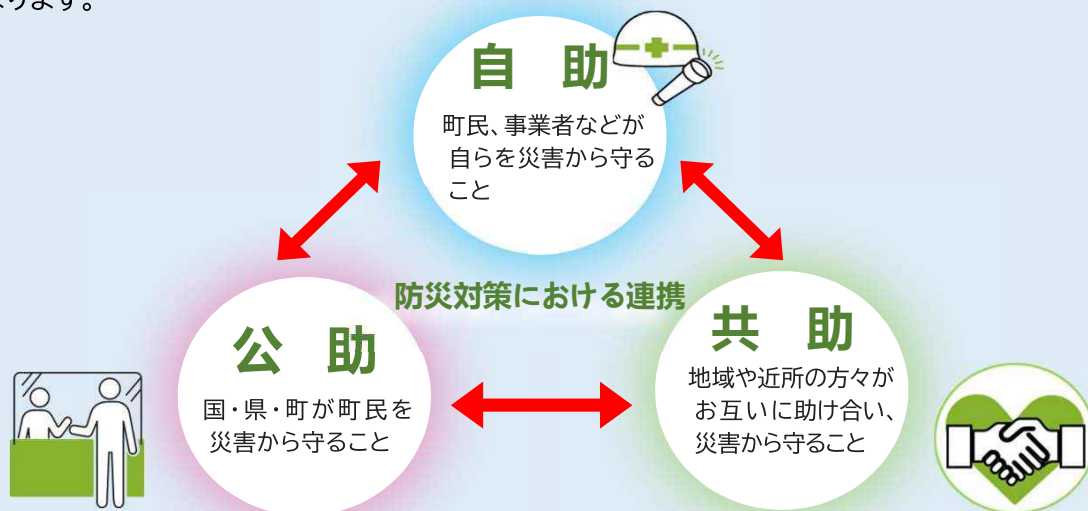
町内の一部の区域は、沖縄県より「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」に指定されております。当該区域については、豪雨時や地震に伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり等が発生した場合、大きな被害が予想されます。

大規模な事故等

そのほか、大規模な火災や林野火災、危険物の漏えい事故、不発弾の爆発、道路事故、海上災害等による被害が想定されます。

4 災害対応の基本方針(自助、共助、公助の連携)

災害時の行政の対応能力には限界があります。そのため、大規模災害時における災害対応は、行政が被災した方々を支援する「公助」とともに、自分自身や家族の安全を守る「自助」、地域や近所の方々とお互いに助け合う「共助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。



こうした観点に立ち、自助、共助、公助の連携のもとに、自主防災組織の育成や地域における防災力の整備、強化を図り、町民の誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

地震・津波対策

1 地震・津波に対する予防対策

■地震・津波に強い人づくり

- 防災訓練
- 地震・津波知識の普及・啓発
- 自主防災組織育成
- 消防職・団員の充実
- 企業防災の促進
- 地区防災計画の普及等



「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解の促進を図ります。

また、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図ります。

■地震・津波に強いまちづくり

- 地盤・土木施設等の対策
- 都市基盤の整備
- 建築物の対策
- 危険物施設等の対策



災害に強いまちづくりを進めるために、公園、広場等の確保を図ります。また、市街地の整備や住宅等の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地化を計画的に確保し、貯水槽等の防火設備の整備を行っていきます。さらに防災拠点となる公共施設を整備するとともに電力、上水道、通信等のライフラインの耐震化等安全予防対策を事業者と連携して進めます。

2 地震・津波に対する応急対策、復旧・復興対策

■活動体制の確立

地震災害は前触れなく突然発生するため、迅速な初動活動体制の確立が重要です。計画では、震度に応じた活動体制、職員の動員計画や勤務時間外の参集方法等について記載しています。

被害が大きい場合は、沖縄県、自衛隊などの外部機関に応援を要請し、活動体制を強化します。



■応急対策活動

地震災害発生直後の初動対応期においては、災害情報の収集と、人命の保護のための活動を重点的に実施します。

また、自主防災組織やボランティアなどと積極的に連携し、きめ細やかな応急対策の実施に努めます。さらに町は指定避難所を開設し、住民組織を主体とした運営を開始するとともに、被災者相談窓口を設置し、被災した方々への対応を行います。



■復旧・復興対策

町は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じます。



震度と揺れ等の状況(概況)



地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

出典): 気象庁「気象庁震度階級の解説」

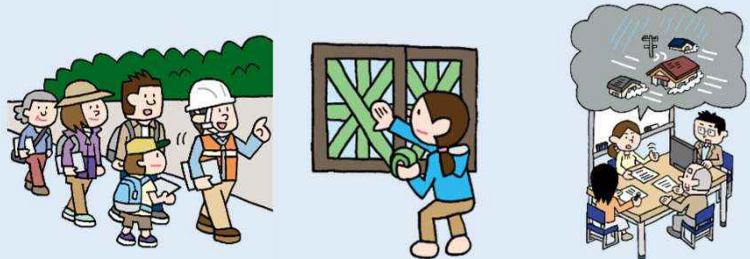
風水害対策

1 風水害に対する予防対策

■風水害時に強い人づくり・まちづくり

- 台風・大雨等の防災知識普及
- 防災訓練
- 自主防災組織育成
- 災害ボランティア
- 高潮対策
- 火災予防
- 不発弾等災害予防
- 道路事故災害予防
- 海上災害予防 など

地震・津波で示した内容と合わせて、風水害に強い人づくり・まちづくりを推進していきます。



2 風水害に対する応急対策、復旧・復興対策

■活動体制の確立

風水害は震災と異なり、気象情報を事前に把握することができるため、あらかじめ活動体制を確立し、災害発生に備えることができます。計画では、気象台からの気象警報の発表や台風の進路予報などに基づき、災害発生のおそれがある場合の活動体制や職員の動員計画などを定めています。

■応急対策活動

風水害における避難行動は、災害が発生する前に避難を実施し、人命を保護することが重要です。

町は、気象情報などを収集するとともに、災害発生の危険性が高くなった場合、避難に関する情報を発令します。

また、指定避難所を開設し、危険区域にお住まいの方々の避難支援を行います。



■復旧・復興対策

被災した公共施設などについて、災害復旧事業計画を作成し、国や沖縄県の財政援助措置を受けながら速やかに施設の復旧を図ります。

また、災害発生後の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災した方々の生活再建などの支援を行います。



災害時の避難情報(警戒レベル)

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、次に示すように「高齢者等避難」や「避難指示」、「緊急安全確保」といった避難情報を警戒レベルを用いて発令します。

避難情報の発令時には、適切な避難行動をとり、危険な場所にいる場合は、町が指定する避難場所や避難所に速やかに避難しましょう。もし身の危険を感じたら、避難情報の発令を待たずに自主的に避難しましょう。

警戒レベルと避難情報

	警戒レベル	とるべき避難行動	避難情報等
	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保! ● 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況。 ● 命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	緊急安全確保 (町が発令)
	警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ● 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。 この段階までに避難を完了しておく。 ● 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 (町が発令)
	警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ● 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、状況に応じて自主的に避難を開始する。	高齢者等避難 (町が発令)
	警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ● ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認する。	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)
	警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)

災害用伝言サービス・災害情報等の収集

災害・防災情報の収集

防災行政無線 屋外スピーカーから一斉に放送します。

防災情報メール 町の災害や防災等の情報を迅速に受け取れるよう、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。



✉ t-yaese@sg-p.jp (登録用メールアドレス)

(QRコード)

※登録用メールアドレスに空メールを送信するか、QRコードを携帯電話で読み取り、メールを送信すると、折り返し「仮登録完了のお知らせ」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。

沖縄県防災ポータルサイト



<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>

緊急速報メール(エリアメール) 株式会社NTTドコモが提供する緊急速報エリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する、「緊急速報メール」で、避難指示等の重要な緊急情報を町エリア内の対応携帯電話に向け配信します。

災害用伝言サービス

災害用伝言サービスを用いて、家族間や知人間などの、安否の確認連絡に活用できます。

災害用伝言ダイヤル

「171」

「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。

171

+ 録音1

+

被災した方の電話番号(市外局番から)

※録音時間は、1回の伝言で30秒以内です。

171

+ 再生2

+

被災した方の電話番号(市外局番から)

災害用伝言板

被災した方が伝言を文字によって登録し携帯電話番号をもとにして伝言を確認できます。

- ※登録する場合は、各携帯電話会社から災害用伝言板にアクセスし、現在の状態の選択及びコメントの入力をした上、登録してください。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯電話を検索し、伝言を確認してください。
- ※登録できる文字数は、1回の伝言で100字以内です。

災害用伝言版

web171

PC、携帯電話等から携帯電話等の電話番号を入力して安否情報を登録・確認できます。

※災害用伝言板web171にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認をしてください。

災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。

- ※対応する携帯電話でアプリケーションをインストールします。送信する場合、電話番号の入力及び録音をして音声を送信します。受信する場合、音声ファイルをダウンロードし、再生します。
- ※1回の伝言で30秒以内です。

気象情報・防災情報ホームページ紹介

気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

沖縄気象台ホームページ

<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/>

国土交通省(防災情報提供センター)

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

八重瀬町ホームページ(防災情報)

<https://www.town.yaese.lg.jp/docs/2015081000014/>



八重瀬町地域防災計画【概要版】 令和6年3月

■発行 八重瀬町役場 総務課

〒901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1188番地

TEL 098-998-2200 FAX:098-998-4745